

## 令和5年度ちばの木の香る街づくり推進事業 Q &amp; A

令和5年3月24日

NO	質問	回答
<b>1 事業の実施について</b>		
1-1	木質化工事の着工、木製品の購入はいつからできますか。	<p>事業計画承認申請後に県から内示の通知を行います。その後に、補助金交付申請書を提出していただき、県から補助金交付決定があつた後に、着工、購入が可能となります。</p> <p>内示後であつても、交付決定前に着工、購入したものは、補助対象となりませんので、御注意ください。</p>
<b>2 補助対象施設について</b>		
2-1	これから建築する建物の内装は補助対象となりますか。	<p>今年度中に完成する建物の内装で、かつ、2月末までに内装工事が完了し、3月末までに支払い・実績報告まで完了することが確実なものは対象となります。</p> <p>建築が確実であることを確認するため、事業計画承認申請時に、建築確認済証等の写しを添付してください。</p>
2-2	既に建築工事に着手している建物の内装は補助対象となりますか。	<p>内装等の木質化を行おうとする対象範囲に着手していなければ、対象となります。</p> <p>ただし、対象範囲の工事着手は交付決定後となります。</p>
2-3	会社のエントランスや執務室は補助対象となりますか。	対象なりません。ただし、展示波及効果等が高いと認められる場合、対象となります。
2-4	公共施設の事務室は補助対象となりますか。	対象なりません。ただし、展示波及効果等が高いと認められる場合、対象となります。
2-5	飲食店のテラス席などの屋外スペースは補助対象となりますか。	店舗に付属する屋外スペースは対象となります。ただし、建物に付属しない場合は、対象なりません。
2-6	ショールームは助成対象となりますか。	不特定多数の来場者に対して販売や商談を行うことを目的としたスペースは対象となります。
<b>3 内装の木質化について</b>		

NO	質問	回答
3-1	新築する場合の内装等の木質化の対象範囲はどのように決めればよいですか。	区画毎の壁、床などの単位とします。また、総木材使用材積の対象範囲は、外から見える部分とします。詳しくは、事前に御相談ください。
3-2	内装工事の下地材は対象範囲に含まれますか。	県産木材を下地材として使い、見える部分に使用しない場合は対象となりません。 見える部分に県産木材を使用する内装工事で下地材が必要となる場合は、補助対象経費に含めることができます。なお、下地材は総木材使用材積には計上しません。
3-3	建物の外壁やルーバーは補助対象となりますか。	対象となります。
3-4	ショッピングモール等の商業施設内のイベントスペースの木質化工事は補助対象となりますか。	対象となります。
3-5	複合フローリングで基材が県産木材以外の合板等であるものは対象になりますか。	基材として使用される合板等、県産木材で調達できない部分については、表面材が県産木材であれば対象となります。
<b>4 木製品の導入について</b>		
4-1	丸太を玉切りしたものを椅子として利用する場合は、補助対象となりますか。	木製品としての加工度合いが低いものは対象としていません。
4-2	作り付けの家具は補助対象となりますか。	対象となります。
4-3	行事やイベントの際に使用する木製品の購入は補助対象となりますか。	対象となりません。常設されるものを補助対象としています。なお、通常は常設して使用し、イベント開催時に持ち出し等することは可能です。
4-4	商業施設のキッズスペースで使用する木製遊具は対象となりますか。	据え置き型の遊具は対象としますが、積木などの木製小物は対象としていません。
4-5	天板が県産木材で、脚部がスチールのテーブルは、補助対象となりますか。	脚部を含めた製品全体が補助対象となります。ただし、県産木材の占める割合が少ないものは対象とはなりません。
4-6	棚の背板に、県産木材以外の合板等の木材製品を使用することは	背板についても、少なくとも見える部分は県産木材とする必要があります。

NO	質問	回答
	可能ですか。	
4-7	芯材として千葉県産の杉を使用し、面材が県産材でない場合でも、本事業の対象となりますか。	木製品の、少なくとも見える部分が県産木材である必要があります。
<b>5 県産木材の PR の取組</b>		
5-1	表示板の設置経費は、補助の対象となりますか。	対象となりません。
5-2	表示板に記載する内容	「県産木材を使用していること」、「県産木材を使用した内容（木質化した部位・木製品名等）の記載」、「ちばの木の香る街づくり推進事業を利用して整備したこと」、「森林環境譲与税が活用されている旨」の4点を記載してください。
5-3	表示板は、どのようなものを設置すればいいですか。	パネルや額装など、内装や木製品と同様に8年程度継続して使用することができるよう、しっかりした素材で作成してください。印刷した用紙そのものを掲示するのは、長期間継続して表示される見込みがないものとして、認められません。
5-4	県産木材の PR とは、どのようなことをすればいいですか。	ホームページへの掲載、リーフレット等の配布物への掲載、SNSでの情報発信、事業により導入した木材製品を活用したイベント開催などを想定しています。
5-5	県産木材の PR の取組の実施状況は報告する必要はありますか。	報告の必要があります。交付決定の条件のとおり、事業を実施した翌年度末までに、PRの実施状況等に関する報告の義務があります。
<b>6 申請等の手続きについて</b>		
6-1	見積書は複数必要ですか。	1者の見積書で構いません。
6-2	交付決定後に、計画変更となった場合はどのような手続きが必要ですか。	変更内容により手続きが異なります。変更申請が必要となる場合もありますので、至急、御相談ください。
6-3	締切はいつまでですか。	予算の範囲で先着順です。早めの申請をお願いします。